

総合科学技術政策と海洋資源・エネルギーに係る 科学技術政策との対応とその変遷

How have research, development and innovation issues on marine resource and energy been addressed in the general framework of science and technology policy in Japan?

いじち ともひろ
伊地知 寛博

成城大学社会イノベーション学部教授

要 旨

本稿は、科学技術政策の基本的枠組みの中における海洋資源・エネルギーに係る科学技術の取り扱い方とその変遷について、海洋科学技術の推進体制、科学技術政策全般の体系とそこにおける海洋科学技術の位置づけといった観点から整理する。そして、海洋科学技術は、総合科学技術政策の中でよりも海洋政策の中での推進が図られてきたことが窺われることを指摘する。また、近年、海洋科学技術政策について展開を示している連合王国（UK）を例として取り上げて、海洋科学技術政策・戦略の体系やこれに関連した議会の関与についても概観する。さらに、これらを踏まえて、国民全体に係る課題といった点からの海洋科学技術に係る基本政策の再検討、ならびに、多様な政策領域や多種多様な関与機関との調整および国全体としての一貫した研究戦略の推進の実現という点からの法令等の整合性の確保といった、我が国における今後の取り組みに向けた含意を提示する。

I はじめに

1 本稿の目的と背景

本稿は、科学技術政策の基本的枠組み（法律、科学技術基本計画、他の閣議決定等）（以下、科学技術基本計画など、現行の体制では総合科学技術会議においてまず議論されるような科学技術政策の基本的枠組みという観点から見ていくことから、このような抽象度にあるあるいは総合性を有する科学技術政策を、本稿では便宜上、「総合科学技術政策」と呼ぶこととする）の中で、海洋資源・エネルギーに係る科学技術（研究開発、イノベーション）がどのように取り扱われてきたか、ということについて整理することを目的とする。たとえば、後述するような科学技術政策自体の変遷、より具体的にいえば、第2期・第3期科学技術基本計画では、推進分野を重点化（優先度付け）した上で政策が推進されていたが、第4期科学技術基本計画では、科学技術に基づくイノベーションへその範囲が拡張されたといった変化に対応して、海洋資源・エネルギーに係る科学技術の推進方策はこれとどのように関連し、また変遷してきたか、ということを確認する。

ここで議論する背景として、本プロジェクトでは海洋資源・エネルギーに係る科学技術を調査の対象としていることもあるが、それに加えて、海洋資源・エネルギーに係る科学技術自体が、多様な政策領域とも関連し、かつ、多様な関与主体（アクター）があって、それら相互の調整も必要としている、ということが挙げられる。また、この論点は、総合科学技術政策の観点からも、社会全般に大きく関わる特定の領域の科学技術政策の推進との調整をどのように図っていくべきか、ということに対する示唆を提供することになり、海洋資源・エネルギーはその一つの事例となるからである。

なお、海洋に関する科学技術といった場合には、その対象となる範囲は海洋資源・エネルギーに係る科学技術だけにとどまらず、いわゆる海洋調査や漁業に関連した科学技術も含み得る。しかし、本プロジェクトは海洋資源・エネルギーに係る科学技術を調査の対象としていることから、本稿でも、海洋資源・エネルギーに係る科学技術に焦点を置く。

2 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。第Ⅱ章で、海洋科学技術の推進のための体制とその変遷について、とくに、関連する制度や組織の法的根拠や、海洋科学技術政策の基本方針の概要とその展開に焦点を置いて概観する。これを踏まえて、第Ⅲ章で、科学技術政策全般の体系とその中における海洋科学技術の位置づけおよびこれらの変遷について整理する。海洋科学技術については、総合科学技術政策の中での推進より、海洋政策の中での推進が図られてきたことが窺われることを指摘する。海洋科学技術は多くの機関が関わって推進されるという特徴を有することから、第Ⅳ章では、他国として、近年、海洋政策に関する展開を示している連合王国(UK: United Kingdom)を例として取り上げて、海洋科学技術における政策・戦略の体系やこれに関連した議会の関与についても概観する。これらを踏まえ、第Ⅴ章で、我が国における、法令等に関わる今後の取り組みに向けた含意を提示する。

Ⅱ 海洋科学技術の推進のための体制とその変遷

1 海洋科学技術を規定する現在の法的根拠

まず、海洋科学技術について、我が国の現行の法体系や行政制度においてどのように規定されているのかについて概観する。

海洋基本法(平成19年4月27日法律第33号)が、2007年に制定され、我が国としての海洋に関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明示している。その基本理念とは、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和(同法第2条)、海洋の安全の確保(同法第3条)、海洋に関する科学的知見の充実(同法第4条)、海洋産業の健全な発展(同法第5条)、海洋の総合的管理(同法第6条)、海洋に関する国際的協調(同法第7条)といったことである。そして、これらの基本理念に則り、「国は、…海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」(同法第8条)と規定されている。

このような海洋に関する基本的施策の一つとして、「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」が位置づけられている(参照: 図1)。国は、「海洋科学技術」に関する研究開発の推進と成果の普及を図るために、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者・技術者の育成、試験研究機関・大学・民間等の連携の強化等の必要な措置を講ずることとする(同法第23条)とともに、「海洋科学技術」に係る国際協力の推進のため必要な措置を講ずる(同法第27条第2項)こととし、さらに、海洋に関する政策課題に対応し得る人材の育成を図るための学際的な研究等の推進のための必要な措置を講ずるように努める(同法第28条第2項)ことを求めている。

図1 海洋基本法中における海洋科学技術に関連する規定

(海洋科学技術に関する研究開発の推進等)

第23条 国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第27条 (略)

2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

第28条 (略)

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(出典) 海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号）

海洋基本法は、海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関する施策に関して政府が総合的・計画的に講ずべき施策、海洋に関する施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定めるために、政府が「海洋基本計画」を策定することを求めている（同法第16条）。そして、海洋に関する施策を集中的・総合的に推進するため、内閣に総合海洋政策本部を設置し（同法第29条）、本部長は内閣総理大臣をもって充て（同法第32条第1項）、また、本部に関する事務は内閣官房において処理する（同法第36条）こととされている。

さて、現行（2012年12月時点）の海洋基本計画（平成20年3月18日閣議決定）において、海洋基本法第23条に規定される「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」については、次のように定められている（参照. 図2）。すなわち、基礎研究と政策課題対応型研究開発を推進するとし、また、船舶・設備等や人材等といった研究基盤の整備し、関係機関間の連携を強化するとしている。これらの中で、海洋に関する研究開発を政府して継続的に推進するために、海洋科学技術に関する推進方策を構築して計画的な取り組みを行うとしている。

この海洋科学技術に関する推進方策は、後述するように科学技術基本計画等として定められるような「総合科学技術会議の方針等を踏まえ」ながら、「科学技術・学術審議会の海洋開発分科会」において「一元的に検討を進める」ことが適当であるとしている。この海洋開発分科会は、文部科学省に設置されている審議会の一つである科学技術・学術審議会の中の一つの分科会であり（参考. 図3）、後述するように、海洋科学技術審議会等にその起源を有する機関である。文部科学省内の機関とはいえ、「関係大臣に海洋の開発に関する建議等を行う権能を有す

図2 海洋基本計画（平成20年3月18日 閣議決定）中における海洋科学技術に関する研究開発の推進等の内容（概要）

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合かつ計画的に講ずべき施策

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等（pp. 28-31）

- (1) 基礎研究の推進
- (2) 政策課題対応型研究開発の推進
- (3) 研究基盤の整備
 - ア 船舶・設備等の充実
 - イ 研究者、技術者及び研究支援者の育成・確保
 - ウ 海洋科学技術イノベーション・システムの強化
- (4) 連携の強化
 - ア 新しい構想の推進システムの構築
 - イ 事前評価による計画的な取組

海洋に関する研究開発を、政府として継続的に推進することができるよう、各種施策について事前評価を中心とした海洋科学技術に関する推進方策を構築し、計画的な取組を行う。このためには、海洋科学技術に関する推進方策については、総合科学技術会議の方針等を踏まえつつ、関係大臣に海洋の開発に関する建議等を行う権能を有する科学技術・学術審議会の海洋開発分科会において一元的に検討を進めることが適当である。

- ウ 関係機関の緊密な連携、交流の創出

（出典）海洋基本計画（平成20年3月18日 閣議決定）

る」（文部科学省設置法第7条第1項第5号）という特徴がある。すなわち、海洋科学技術に関する推進方策を構築する上で、総合科学技術政策を踏まえて、海洋開発分科会において一元的に検討され、文部科学大臣以外の各関係大臣に対しても意見を述べる事が計画・想定されている。

現在（2012年12月）、次期海洋基本計画の策定に向けた取り組みが行われており⁽¹⁾、総合海洋政策本部令（平成19年7月6日政令第202号）第1条第1項に基づき設置され、「海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる」（同令同条第2項）ことを任務とする総合海洋政策本部参与会議が、「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」（平成24年11月27日総合海洋政策本部参与会議）を取り纏めて本部長（内閣総理大臣）に手交している。ここでは、海洋エネルギー・鉱物資源開発と海洋再生可能エネルギー利用とった事柄を含む海洋産業の振興と創出、海洋情報の一元化と公開、人材育成、沿岸域の総合的管理と計画策定、海洋の安全保障（海洋の安全確保）といった5つの課題について、この意見で述べられた方向性に従って計画が策定されることが必要であるとともに、それら以外の施策も引き続き重要な課題であって、「海洋科学技術に関する研究開発の推進」についても、さらに検討を進める必要がある、としている。また、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会は、「次期海洋基本計画策定に向けた検討（中間まとめ）：海洋の持続的利用に向けた海洋フロンティア開拓戦略」

(1) 2013年春をめどとして「海洋基本計画」が閣議決定することが想定されている（「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」（平成24年11月27日総合海洋政策本部参与会議）参考資料）。

(平成24年8月23日海洋開発分科会)を取り纏め公表している。

図3 文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会の設置根拠と所掌事務

<p>文部科学省設置法（平成11年7月16日法律第96号）（抄）</p> <p>第6条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（略）</p> <p>三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 前2号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。</p>	
<p>科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）（抄）</p> <p>内閣は、文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第7条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
名称	所掌事務
(略)	(略)
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
(略)	(略)

(出典) 文部科学省設置法（平成11年7月16日法律第96号）；科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）

2 海洋科学技術政策の基本方針の概要とその展開

前節では、海洋科学技術を規定する現在の法的根拠等について述べたが、本節では、海洋科学技術政策の基本方針やその策定・推進のための体制がどのように構築され展開してきたかについて概観する。

(1) 海洋科学技術政策推進の契機となる1960年頃の背景

我が国において海洋科学技術政策が推進される背景には、諸外国における国際的動向が大きく影響していたことがうかがえる。たとえば、海洋調査に関連して、1947年に、国際連合の総会において国際法委員会の設置が決議され、この委員会で海洋法の原案が作成されることになり、1955年、1958年、1960年に国際会議が開催されて、「海洋自由の原則にかわり資源利用に

関する沿岸国優先および資源保全の義務の原則の法制化」が急がれている状況があった⁽²⁾。また、米国では、1959年に、National Academy of Sciences (NAS: 全米科学アカデミー) と National Research Council (NRC: 全米研究会議) のCommittee on Oceanography (海洋学委員会) が“Oceanography, 1960 to 1970 (海洋学、1960年から1970年まで)”と題する報告書を提出して、その後の10年間における、海洋科学に対する政府支援の拡大、海洋調査の拡大、国防・海洋資源・海洋放射能の領域における応用海洋科学の拡大を勧告した。さらに、連合王国、ソ連、フランス、カナダ等においても海洋調査研究が強力に進められていた⁽³⁾。

(2) 日本学術会議からの海洋総合研究機関の設立に関する要望

日本学術会議は、日本学術会議法(昭和23年7月10日法律第121号)に基づき1949年に設立された「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(同法第2条)であり、設立以来、政府に対して多くの勧告・答申・要望等を行ってきたが、その中の一つとして、「海洋総合研究所(仮称)の設立について(要望)」(昭和33年5月30日)がある。これは、科学技術庁長官に対して、学術研究機関として大学附置あるいは文部省直轄の研究所としての「海洋総合研究所(仮称)」の設立を要望したものであった。その理由として、海洋の開発・利用を図るための海洋・漁業資源の基礎的研究の推進の必要性、この基礎的研究を総合的に行うための新たな学術研究機関の創設の必要性、この基礎的研究に要求される国際的協力に参画するための中核となる研究所の必要性といったことが挙げられている。なお、この要望に基づき、関係審議会等での審議を経て、1962年に、東京大学の附置研究所として海洋研究所(現在の東京大学大気海洋研究所)が設置され、以後、順次、部門が拡大されていった⁽⁴⁾。

(3) 科学技術庁資源調査会による海洋資源の研究・調査の実施・推進に関する勧告

ほぼ同じ頃、科学技術庁資源調査会⁽⁵⁾は海洋資源に関して調査を行っており、科学技術庁調査会勧告第7号「海洋資源の総合調査について」(昭和35年6月20日)が取り纏められた。この勧告は、資源調査会会長から科学技術庁長官宛ての書簡文と本文(要旨を含む)とから構成され

(2) 科学技術庁調査会勧告第7号『海洋資源の総合調査について』(昭和35年6月20日)。

(3) 同上

(4) 参考. 東京大学大気海洋研究所『海洋研究所の沿革』, <<http://www.aori.u-tokyo.ac.jp/about/history-ori.html>>, [last accessed: 2013/2/18]

(5) 科学技術庁資源調査会(当時)であるが、元々は、1947年に、経済安定本部(経済安定本部令(昭和21年8月12日勅令第380号)に基づき内閣に設置され、経済安定本部令(昭和22年勅令第193号)に基づいて総理府の機関となった)内の組織として、「資源委員会」として設置された(資源委員会官制(昭和22年12月13日政令第266号)により、経済安定本部令が改正され、これに第15条の2が新設されて設置された)。1949年に、経済安定本部設置法(昭和24年5月31日法律第164号)の施行に伴い、その附属機関の一つとなり(法第15条)、名称も「資源調査会」となった。また、1952年には、資源調査会設置法(昭和27年7月31日法律第264号)が制定され、総理府の審議会(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条第1項(当時)に規定する機関)とされ、経済安定本部に代えて設置された、総理府の外局である経済審議庁(経済審議庁設置法(昭和27年7月31日法律第263号))の長官が資源調査会の会長を務めることとされた(資源調査会設置法第5条第1項)。ついで、1961年に、総理府の外局として科学技術庁が設置されると(科学技術庁設置法(昭和31年3月31日法律第49号))、資源調査会は、科学技術庁の附属機関とされた(法第19条第1項)。中央省庁等改革に伴い、科学技術庁に代えて文部科学省が設置され(文部科学省設置法(平成11年7月16日法律第96号))、資源委員会は、文部科学省内の科学技術・学術審議会の分科会の一つである「資源調査分科会」となって(科学技術・学術審議会令(平成12年6月7日政令第279号))、現在に至っている。なお、科学技術庁資源委員会は、「資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること」を目的とするとされていたが、文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会は、「資源の総合的利用に関する重要事項(他の府省の所掌に属するものを除く。)を調査審議すること」を所掌事務としている。[参考. 文部科学省科学技術・学術審議会 資源調査分科会 第7回 資料4『科学技術・学術審議会資源調査分科会について』<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu3/shiryu/030403d.pdf>, [last accessed: 2013/2/18]; 経済安定本部資源委員会『資源委員会について』(昭和23年4月20日), <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1105543>>, [last accessed: 2013/2/18]

ている。海洋資源の開発利用および海洋調査のそれぞれの現状と問題点について整理し、海洋資源の開発利用のための基礎研究を強化・拡充し総合調査を実施することと、その実施のために、総理府に審議会を設置し、また、海洋調査研究機関の整備・拡充を行うことを勧告している⁽⁶⁾ (参考: 図4)。この勧告を踏まえ、次項で述べるとおり、実際に総理府に海洋科学技術審議会が設置され、海洋科学技術の推進の基本方策について、内閣総理大臣からの諮問を受けて答申をまとめていくこととなった。

図4 科学技術庁資源調査会勧告第7号「海洋資源の総合調査について 勧告」(抄)

資源調査会においては、かねてより海洋資源に関して調査を進めてきましたが、このたび海洋資源総合開発の重要性ならびにその施策の緊急性にかんがみ、次の事項を勧告いたします。

- 1 海洋資源開発利用のため、基礎研究を強化拡充するとともに、海洋資源に関する総合的な実態調査を大規模に実施すること。
- 2 これらを実施するため、とくに次の事項の推進をはかること。
 - (1) 海洋資源の総合調査に関する企画および調査結果の整備を行ないうる体制を確立するため、関係行政機関の職員および学識経験者をもって構成する審議会を総理府に設けること。
 - (2) 海洋調査研究機関の整備拡充を行なうこと。

(出典) 科学技術庁資源調査会勧告第7号「海洋資源の総合調査について」

(4) 総理府海洋科学技術審議会の設置と諮問・答申：「海洋科学技術の推進」から「海洋開発のための科学技術の推進」への変化

1961年に総理府設置法が改正され(総理府設置法の一部を改正する法律(昭和36年4月20日法律第67号))、内閣総理大臣の諮問に応じて海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを目的として、総理府の附属機関として、海洋科学技術審議会が設置された(参照: 図5)。海洋科学技術審議会令(昭和36年5月1日政令第123号)により、諮問に対する答申のみならず、諮問に関連する事項について内閣総理大臣への意見具申もできることとされた。なお、審議会の庶務は、科学技術庁が文部省の協力を得て処理するものとされた。

設置されてまもなく、海洋科学技術推進の基本方策と緊急に実施すべき重要な研究及び調査に関する調査審議を求める2つの諮問(諮問第1号「海洋科学技術推進の基本方策について」(昭和36年7月18日); 諮問第2号「海洋科学技術を推進するために緊急に行なうべき重要な研究及び調査について」(昭和36年7月18日))が審議会に提出された。当時の審議会の委員には、学識経験者だけでなく、関係行政機関の職員も含まれていた。委員が所属する行政機関は、科学技術庁、文部省、水産庁、工業技術院(地質調査所)、海上保安庁、気象庁、防衛庁となっており、これらの機関が、当時、海洋科学技術に関係していたことがわかる。さらに、関係行政機関の課長級職員による幹事も置かれていた。

(6) 本文の結論において、前項で述べた日本学術会議からの要望についても言及して、「すでに日本学術会議から勧告されている海洋に関する基礎研究を行なう機関の設置は、海洋資源の総合調整とも密接な関連があるので、この点も考慮されるべきである」といった記述がなされている。

図5 総理府海洋科学技術審議会の設置根拠、目的、所掌事務

総理府設置法（昭和24年5月31日法律第127号）（抄）

（その他の附属機関）

第15条 左の表に上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
(略)	(略)
海洋科学技術審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。
(略)	(略)

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員、そのこれらの附属機関に関して必要な事項については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

海洋科学技術審議会令（昭和36年5月1日政令第127号）（改正 昭和37年4月25日政令第160号）（抄）

内閣は、総理府設置法（昭和24年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第1条 海洋科学技術審議会、（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

（出典）総理府設置法（昭和24年5月31日法律第127号）；海洋科学技術審議会令（昭和36年5月1日政令第127号）（改正 昭和37年4月25日政令第160号）

さて、諮問第2号に対しては、3か月後に、諮問第2号「海洋科学技術を推進するために緊急に行なうべき重要な研究及び調査について」に対する答申（昭和36年10月25日）が提出された。ここでは、審議会は、海洋調査設備の増強や国際協力の推進など7項目を採択した。一方、諮問第1号に対しては、3次に分けて、諮問から2年ないし5年の期間をかけて答申が提出された。諮問第1号「海洋科学技術推進の基本方策について」に対する第1次答申：海洋科学技術に関する総合調査研究計画（昭和38年6月7日）は、総会の下に計画部会を設置し、さらに、その下に5つの分科会を設置して取り纏められた。これは、10年を想定した長期的・総合的な調査研究計画であり、国際協力も勘案して立案されたとされている。続いて、諮問第1号「海洋科学技術推進の基本方策について」に対する第2次答申（昭和39年9月28日）が提出された。ここでは、海洋科学技術に関する審議体制等の整備に主眼が置かれ、常時調査審議し必要に応じて勧告する体制の確立と、その円滑な運営および決定事項の完全な実施化を図る必要があることを述べ、審議会の事務処理体制の整備強化や各関係実施機関間の協力・調整の強化等を望むとしている。また、この間、1964年には、「海洋科学技術に関する昭和40年度重要施策についての意見」（昭和39年12月18日）も提出されている。そして、諮問第1号「海洋科学技術推進の基本方策について」に対する第3次答申：海洋科学技術に関する総合調査研究計画の実施方策（昭和41年10月20日）が提出され、長期的観点から推進すべき調査研究項目および体制強化の具体策が提示された。その第一に掲げられていたことは調査研究組織の強化であり、具体的には、海

洋科学技術に関する総合調査研究計画の実施における関係機関間の協力等の強化、科学技術庁に海洋科学技術担当部局の設置等を求める総合推進体制の強化、そして、調査研究機構の強化であった。この調査研究機構の強化については、共同利用機関として1962年に設立された東京大学海洋研究所の拡充や国公立試験研究機関の研究部門の拡充だけではなく、その後の海洋科学技術センターの設立にも関連する海洋工学技術研究機構の設置の検討等も示された。

このように、海洋科学技術審議会が設置された当初から、常時、調査・審議して勧告することのできる体制の確立と、調査研究計画を実施していく上で政府の各所に広がる関係機関間の協力・調整を確実に実行することのできる体制の構築が課題であったことがわかる。さらに、調査研究体制自体の強化・拡充も引き続き課題とされている。

続いて、諮問第3号「海洋開発のための科学技術に関する開発計画について」（諮問）（昭和42年10月21日）が、海洋開発を国の施策として積極的に推進することが必要であるとして、その基盤としての海洋科学技術について、開発の重点目標の設定と開発計画の策定を求めるために提出された。諮問文にも示されているように、海洋開発を国の施策として、その基盤としての海洋科学技術というように位置づけが改められたと見ることができる。この諮問に対して、海洋科学技術審議会は、まず、「海洋開発のための科学技術に関して当面国として早急に促進すべき重要施策についての意見」（昭和43年11月5日）を具申するとともに、諮問第3号「海洋開発のための科学技術に関する開発計画について」に対する答申（昭和44年7月4日）を取り纏めている。この答申では、国が主導的役割を果たして推進すべきプロジェクトとして、5つを掲げている。そして、プロジェクトを推進するために講ずべき措置として、「開発の計画化」と「総合的、組織的な推進体制の強化」を挙げ、「政府部内における海洋開発に関する総合調整機能の強化、および海洋開発実施部門の充実強化を図る必要がある」（p. 13）としている。

以後、実行計画である「海洋開発のための科学技術に関する開発計画」（その後、名称が、「国の海洋科学技術開発の現状と今後の方向：海洋科学技術開発推進計画」、「海洋開発推進計画」のように変更されていく）が、1991年度まではほぼ毎年、その後は、適宜、策定されて、公表されていくこととなる。なお、1970年以降は、開発計画の策定に際して、学識経験者も委員に含む海洋科学技術審議会による審議ではなく、次項で述べる新設された行政機関間の連絡機関である海洋科学技術開発推進連絡会議（および、その後身である、海洋開発関係省庁連絡会議）において策定されることとなる。

(5) 海洋科学技術開発推進連絡会議の設置

海洋科学技術の総合的推進のため、1969年に、関係14省庁の官房長等で構成された海洋科学技術開発推進連絡会議が、事務次官会議申し合わせ（昭和44年8月2日）により設置された⁽⁷⁾。

1970年から、ほぼ毎年、「海洋開発のための科学技術に関する開発計画」（第1次実行計画（1970年1月、1971年度）；第2次実行計画（1973年度、1975年度、1976年度、1977年度、1978年度））、また、1979年からは名称を変更して、「国の海洋科学技術開発の現状と今後の方向：海洋科学技術開発推進計画」（1979年度-1983年度）として策定・公表されてきた。

(7) 『昭和45年度版 科学技術白書』, <http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa197001/hpaa197001_2_134.html>, [last accessed: 2013/2/18]; 『昭和56年度版 科学技術白書』, <http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa198101/hpaa198101_2_118.html>, [last accessed: 2013/2/18]

(6) 海洋開発関係省庁連絡会議の設置

1980年に、海洋科学技術開発推進連絡会議に代えて、「海洋開発の推進に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図り、総合的な施策の推進に資するため」、内閣に、海洋開発関係省庁連絡会議が、内閣官房長官決裁（昭和55年6月17日）により設置された。海洋開発関係省庁連絡会議においても、海洋基本法が制定され海洋基本計画が策定されるまで、「海洋開発推進計画」（1984年度－1989年度；1990年度、1991年度、1994年度、1996年度、2005年度）が策定・公表されてきた。

(7) 総合海洋政策本部幹事会の設置

2007年に、海洋基本法が施行され、海洋政策本部が設置されたことにもなって、関係行政機関相互の総合調整等を任務とし関係府省の局長級職員を構成員とする、総合海洋政策本部幹事会が、総合海洋政策本部決定（平成19年7月31日）により設置された（参考：図6）。これにあわせて、海洋開発関係省庁連絡会議と「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議（平成16年8月4日内閣官房長官決裁）」が廃止されている。このように、現行の体制においても、関係行政機関相互の総合調整等を図る組織が設置されている。

図6 総合海洋政策本部幹事会の設置根拠および目的（抄）

1. 総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第3条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、総合海洋政策本部における海洋基本計画の案の作成、同基本計画に基づく施策の実施の推進並びに、海洋施策の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に資することを目的として、総合海洋政策本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（出典）総合海洋政策本部決定（平成19年7月31日）

(8) 総理府海洋開発審議会への改組と諮問・答申

さて、Ⅱ2(4)項で述べたとおり、海洋開発の基盤としての海洋科学技術という位置づけとされとともに、海洋開発に関して調査・審議する体制を構築するために、総理府設置法の一部を改正する法律（昭和46年3月31日法律第16号）により、1971年に（昭和46年7月1日施行）、海洋科学技術審議会に代えて、総理府本府組織令第18条第1項に基づく内閣総理大臣の諮問機関である海洋開発審議会が設置された（参考：図7）。なお、この頃より、審議会委員や専門委員には関係行政機関の職員を含まないこととなった。代わりに、引き続き、幹事として、次の関係行政機関の課長級職員が参画していた：総理府（内閣総理大臣官房）、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、外務省、文部省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省。海洋開発審議会が設置されてからは、10年ないし20年程度先の長期的展望と、それを踏まえた10年程度先を目標とした海洋開発推進の基本的構想および基本的方策について、海洋開発審議会が、それへの諮問に対する答申として策定し、他方、毎年の実行計画については、海洋科学技術開発推進連絡会議（のちには、海洋開発関係省庁連絡会議となる）が策定する体制となった。

海洋開発審議会は、設置されてまもなく、諮問「わが国海洋開発推進の基本的構想および基本的方策について」（昭和46年8月25日）を受け、総会の下に1分科会を含む3部会を設置して審

図7 総理府海洋開発審議会の設置根拠、目的、所掌事務

<p>総理府設置法（昭和24年5月31日法律第127号）（抄）</p> <p>（その他の附属機関）</p> <p>第15条 左の表に上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。</p>	
種類	目的
(略)	(略)
海洋開発審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議すること。
(略)	(略)
<p>[総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和58年法律第80号）の施行に伴う、総理府本府組織令の一部を改正する等の政令（昭和59年6月9日政令第182号）の施行（昭和59年7月1日）以前]</p> <p>海洋開発審議会令（昭和36年5月1日政令第127号）（抄）</p> <p>内閣は、総理府設置法（昭和24年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第1条 海洋科学技術審議会、（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。</p> <p>[総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和58年法律第80号）の施行に伴う、総理府本府組織令の一部を改正する等の政令（昭和59年6月9日政令第182号）の施行（昭和59年7月1日）以後]</p> <p>総理府本府組織令（昭和24年法律第127号）（抄）</p> <p>（審議会等）</p> <p>第18条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の表の上欄に掲げる審議会等を置き、これらの審議会等の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
(略)	(略)
海洋開発審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて、海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること。
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>2 前項に定めるもののほか、同項に定める審議会等に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。</p>	

（出典）総理府設置法（昭和24年5月31日法律第127号）；海洋開発審議会令（昭和36年5月1日政令第127号）；総理府本府組織令（昭和24年法律第127号）

議を行い、ほぼ2年後に、諮問「わが国海洋開発推進の基本的構想および基本の方策について」に対する答申（昭和48年10月17日）を行った。答申は、「わが国海洋開発推進の基本的構想」と「海洋開発推進のために講ずべき重要施策」の2部から構成されていた。この重要施策の一つには「海洋科学技術の推進」が含まれ、政府内に海洋科学技術開発推進連絡会議が設置され、ま

た、海洋科学技術センターが設立されたものの、引き続き、海洋科学技術推進体制を強化していく必要性を指摘している。また、海洋探求の推進と海洋情報管理システムの確立を掲げ、さらに、海洋科学技術開発の推進として、昭和60年度までの海洋開発を展望して当面緊急に推進すべき重要プロジェクトの課題が具体的に示された。また、やはり重要施策の一つには「海洋開発推進基盤の整備」が含まれ、その中には、海洋開発の進展に対処した「法制の整備」の必要性も指摘されていた。

これに続く、諮問「長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」（昭和53年2月27日）については、2回に分けて答申がなされた。まず、諮問「長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」に対する第1次答申：長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想について－21世紀の海洋の開発と保全（昭和54年8月15日）が提出され、2000年の海洋開発の展望を行った上で、1990年の目標設定がなされた。ついで、諮問「長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」に対する第2次答申：長期的展望にたつ海洋開発の推進方策について（昭和55年1月22日）が提出され、ここでは目標達成のための総合推進方策と個別目標達成方策が示された。40の目標達成方策が具体的に示され、この策定作業を行うために、総会の下に37の作業グループが設置され（他の3課題は、関連する審議会等による取り纏めを基礎とした）、多くの学識経験者や行政機関職員等を参画させて、この種の審議会としてはきわめて規模の大きなものであった。また、これらの課題の約半分が技術開発や調査研究に関連するものであった。なお、この課題の一つである「海洋開発推進体制及び法制の整備方策」において、現行の体制等にもつながる、海洋開発委員会（仮称）の設置や海洋開発基本法（仮称）の制定に言及されている。

前回の答申の目標時点とした1990年が近づき、諮問「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」（平成元年2月3日）がなされ、これに応じて、諮問「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」に対する答申（平成2年5月9日）が提出された。ここでも、前回と同様に、「海洋開発を進めるに当たっての基本的考え方と推進方策」と「2000年を目指した開発目標と開発達成方策」とが示された。今回は、審議会の下に6部会を設置し、これを幹事が支援する体制で取り纏められた。

この答申から3年も経過していなかったが、諮問「海洋調査研究の展開とそれに関連する技術開発・基盤整備等我が国の海洋調査研究の推進方策について」（平成5年3月9日）がなされた。これは、United Nations Conference on Environment and Development（UNCED：環境と開発に関する国際連合会議）（the Earth Summit（地球サミット））（1992年6月）が開催され、全地球の総合的な海洋観測システムの確立に向けての国際協力への取り組みが必要とされ、「環境と開発に関するリオ宣言（Rio Declaration on Environment and Development）」を具体化するための行動計画「アジェンダ21（Agenda 21）」が採択されるといった動向を踏まえて、先の答申の進捗を図ることとされた。これに応じて、諮問「海洋調査研究の展開とそれに関連する技術開発・基盤整備等我が国の海洋調査研究の推進方策について」に対する答申：我が国の海洋調査研究の推進方策について答申－21世紀に向けた地球規模の海洋調査研究の計画的な推進（平成5年12月8日）が提出された。この答申では、海洋調査研究とそれに関連する技術開発・基盤整備等を対象として、意義、動向、今後の目標の確立、今後の推進方策の策定に関して取り纏められた。なお、審議会の下に1部会を設置し、幹事が支援する体制であった。

(9) 中央省庁等改革に伴う文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会への移行と諮問・答申

2001年に施行された中央省庁等改革に伴い、総理府の海洋開発審議会を廃止して、代わりに、文部科学省の審議会である科学技術・学術審議会の中の一分科会として、海洋開発分科会が設置された。その設置根拠や所掌事務については、すでに、Ⅱ 1節で述べたとおりである。文部科学省内の審議会ではあるが、海洋開発に関連しては「文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること」および「規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること」を所掌事務としており、「内閣総理大臣」に代わって、「文部科学大臣又は関係各大臣」が諮問し、これら大臣に意見具申することに変更されているものの、実質的には、海洋開発審議会の機能と権限が維持されているといえる。すなわち、海洋開発は、科学技術・学術審議会の中の一分科会として測地学分科会が設置されている測地学・測地事業計画と同様に、特別の位置づけが与えられているといえる。なお、現行の「海洋基本法」では、「海洋の開発」の語はその第2条、第4条、第5条に見られるものの、海洋科学技術については「海洋科学技術に関する研究開発」（第23条）と表現され、また、「海洋基本計画」（第16条）の案は、総合海洋政策本部参与会議で策定されていることから、海洋基本法の規定ぶりに鑑みて、海洋開発分科会の所掌事務が必ずしも対応しているとはいえない状況にある。

海洋開発分科会となってからも、引き続き、「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策」を取り纏めるとともに、新たに近年になって、科学技術基本計画の策定や海洋基本計画の策定に際しての報告が行われるようになってきている。

まず、「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策」については、前回の答申からすでに10年以上が経過し、また、この間、従来の「海洋を利用する」ことに重点がおかれていた海洋開発から、「海洋を知る」「海洋を守る」こともバランスよく考慮した海洋の開発を適切に推進していくことが求められている」として、諮問「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」（平成13年4月13日）がなされ、翌年に、「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について（答申）：21世紀初頭における日本の海洋政策」（平成14年8月1日）が提出された。諮問に対応して、「海洋保全」、「海洋利用」（「海洋鉱物・エネルギー資源の利用に向けた研究開発」はこの部分に含まれる）、「海洋研究」、および、「海洋政策全体の基盤整備」という観点から整理された。また、この答申から5年経過してのちに、「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について（答申）」フォローアップ（平成19年12月18日）が報告された。この間には、海洋基本法の施行などの海洋に関する動きがあった。このフォローアップでは、3つの「海洋政策のあり方」の進捗の確認がなされ、答申から現在までの政府の取り組み状況及び今後重点的に取り組むべき施策について取り纏められた。

海洋開発分科会は、海洋科学技術に関連した科学技術システムや海洋政策の変更等に対応して、見解を取り纏めている。まず、認可法人海洋科学技術センターを解散して独立行政法人海洋研究開発機構が設立されるにあたって、「海洋科学に関する新たな研究開発法人の設立について」（要望）（平成15年1月17日）を取り纏め、学術研究との連携協力の強化や新法人における研究開発のあり方等について文部科学省への期待を表明している。

また、第4期科学技術基本計画の策定に関連して、「第4期科学技術基本計画に向けた海洋科学技術の重要事項について」（報告）（平成21年9月15日）を取り纏めている。その内容は、第3期

科学技術基本計画中の現状認識を踏まえて、第4期科学技術基本計画に向けた基本的考え方として、「海洋科学技術を第4期計画の柱として明確に位置付けるとともに、海洋に関する研究開発への政府投資を飛躍的に拡充することが重要である」旨、述べている。そして、具体的に、第4期科学技術基本計画における重点課題やこれら重点課題の推進方策等を述べている。しかし、後述するように、第4期科学技術基本計画はそれまでとは異なる考え方や構成で取り纏められており、これらの内容は、第4期科学技術基本計画の内容と必ずしも対応するものとなっていない。

さらに、総合海洋政策本部において新たな海洋基本計画が策定されることになったことに伴って、海洋開発分科会は審議を行い、「次期海洋基本計画策定に向けた検討（中間まとめ）」（報告）（平成24年8月23日）を取り纏めている。

3 海洋科学技術関連の主要な公的研究開発機関

すでに、Ⅱ2節で言及しているが、海洋科学技術関連で、この半世紀の間に整備・拡充されてきた主要な公的研究開発機関について整理しておく。

一つは、東京大学海洋研究所（現・東京大学大気海洋研究所）であり、Ⅱ 2（2）項で述べた日本学術会議からの要望を踏まえて検討され、1962年に全国共同利用研究所として東京大学の附置研究所として設置された。その後、1960年代、1970年代前半にかけて、順次、規模が拡大された。

もう一つは、1971年に設立された認可法人海洋科学技術センターであり（海洋科学技術センター法（昭和46年5月18日法律第63号）、2004年に、中央省庁等改革により独立行政法人に移行して、独立行政法人海洋研究開発機構となって現在に至っている（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成15年6月18日法律第95号））（参考：図8）。これも、Ⅱ2（4）項で述べた海洋科学技術審議

図8 認可法人海洋科学技術センターおよび独立行政法人海洋研究開発機構の設立の目的（抄）

海洋科学技術センター法（昭和46年5月18日法律第63号）（抄）

（目的）

第1条 海洋科学技術センターは、平和と福祉の理念に基づき、海洋の開発に係る科学技術に関する総合的試験研究、研修等を行なうことにより海洋の開発に係る科学技術の向上を図ることを目的とする。

独立行政法人海洋研究開発機構法（平成15年6月18日法律第95号）（抄）

（機構の目的）

第4条 独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

（出典）海洋科学技術センター法（昭和46年5月18日法律第63号）；独立行政法人海洋研究開発機構法（平成15年6月18日法律第95号）

会からの答申を踏まえて設立された。なお、それぞれの法人が設立された時点での状況を反映していると考えられるが、海洋科学技術センターは、海洋の開発に係る科学技術の向上を目的としていたのに対して、海洋研究開発機構は、“海洋に関して”の海洋科学技術の水準の向上と学術研究の発展への寄与を目的としており、海洋の開発だけに留まらない近年の海洋政策の拡がりとも対応していることがうかがえる。

Ⅲ 科学技術政策全般の体系と其中における海洋科学技術の位置づけおよびこれらの変遷

前章では、海洋科学技術の推進のための体制とその変遷について概観した。本章では、科学技術政策全般に係る現在の法的根拠について示したのち、科学技術政策の基本方針の概要とその展開について述べ、これらの中で、海洋科学技術がどのように位置づけられてきたか、またその位置づけがどのように変遷してきたかについて整理する。

1 科学技術政策全般に係る現在の法的根拠

現在、我が国における科学技術政策の策定・執行、ならびに、研究開発能力の強化や研究開発等の推進は、科学技術基本法（平成7年11月15日法律第130号）と研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年6月11日法律第63号）とを基盤としている。

政府は、科学技術基本法第9条第1項に規定されるように、科学技術の振興に関する基本的な計画、すなわち「科学技術基本計画」を策定すべきこととされている。また、科学技術基本計画の策定にあたっては、内閣府設置法（平成11年7月16日法律第89号）第18条第1項により、内閣府の重要政策に関する会議として設置されている総合科学技術会議の議を予め経るべきこととされている（科学技術基本法第9条第3項）。

2 科学技術政策の基本方針の概要とその展開の下での海洋科学技術の位置づけと変遷

戦後、1947年に、科学技術行政協議会が、「科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的」として（科学技術行政協議会法（昭和23年12月20日法律第253号）第1条）、内閣総理大臣の所轄の機関として設置された。その後、1961年に総理府の外局として科学技術庁が設置され（科学技術庁設置法（昭和31年3月31日法律第49号））、科学技術に関する基本的政策の企画・立案・推進や、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整等を権限として有して、科学技術に関する行政を総合的に推進するものとされた。また、「科学技術に関する重要事項並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること」（同法第19条第1項）を目的として、科学技術庁の附属機関として科学技術審議会が設置された。しかし、1964年には、この科学技術審議会に代えて、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府の附属機関という位置づけで科学技術会議が設置され（科学技術会議設置法（昭和34年2月20日法律第4号））、科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立や科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定等に関して関係行政機関の施策の総合調整を行うこととされ、以後、我が国の総

合科学技術政策の策定において重要な役割を果たすようになる。

内閣総理大臣からの諮問とそれに対する科学技術会議の答申は、科学技術会議が廃止されて総合科学技術会議となる直前の2000年までの間に26件を数えている。それらには、総合科学技術政策の基本方針等に関するものと、個別の重要研究開発分野に関するものが含まれている。海洋科学技術については、この後者に該当する諮問・答申はない。そこで、以下では、前者に着目する。さらに、上述のとおり、1995年に制定された科学技術基本法に基づいて、国は、科学技術基本計画を策定することとなった。また、2001年の中央省庁等改革に伴い、科学技術会議に代えて、内閣総理大臣等の諮問機関として、内閣府に重要政策に関する会議の一つとして、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議することなどを任務とする総合科学技術会議が設置され（内閣府設置法（平成11年7月16日法律第89号）第18条第1項）、科学技術基本計画を含む、本稿でいうところの「総合科学技術政策」に関する審議が行われている。

以下、この総合科学技術政策の中で、海洋科学技術がどのように位置づけられてきたかについて整理する。

諮問第1号「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」に対する答申；科学技術基本法の制定について（「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」（諮問第1号）に対する追加答申）；＜諮問：昭和34年6月5日、答申：昭和35年10月4日、追加答申：昭和40年12月1日＞；「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」＜昭和41年8月31日＞

最初の答申時には、資源調査会による勧告が纏められていたものの、まだ総理府内に海洋科学技術審議会は設置されていない。「10年後に到達すべき科学技術目標の設定」のうち、技術については、産業分野別および多数の分野に関連する重要技術別に整理されており、ここでは「海洋科学技術」に関する特段の記述はない。ただし、たとえば、国際的共同研究体制の強化において、該当する分野の1つとして「海洋」も挙げられている（p. 82）。また、「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」には、「総合的組織的研究」として、国が実施・支援すべき重要な研究分野・研究課題が120ほど列挙されているが、この中でもとくに「海洋科学技術」に関する言及はなく、関連するものとしては、「海況予測技術」、「沿岸大陸棚および地下深部資源の利用技術」、「黒潮共同調査」などである。

(1) 諮問第5号「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」に対する答申＜諮問：昭和45年8月25日、答申：昭和46年4月21日＞

答申時には、すでに、海洋科学技術審議会を経て、海洋開発審議会が設置されていた。「重要研究開発分野」について、11の大きな課題が挙げられ、そこには、「エネルギーおよび資源の確保ならびに有効利用」が含まれ、その中には、「大陸棚資源開発に関する分野」などが重要研究開発分野として挙げられている。また、「先導的・基盤的科学技術」の中での重要研究開発分野の1つとして、「海洋資源の開発、海洋空間の利用など海洋開発に関する分野」が挙げられている。ここで「海洋開発」について言及されているように、海洋科学技術審議会による諮問第3号「海洋開発のための科学技術に関する開発計画について」に対する答申（昭和44年7月4日）が考慮に含められていたことがうかがえる。なお、この答申において、環境科学技術やライフサイエンスのように、振興に当たっての中心的施策などについては言及されていない。

(2) 諮問第6号「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」に対する答申<諮問：昭和51年2月19日、答申：昭和52年5月25日>

「先導的・基盤的科学技術の振興」の対象の1つとして「海洋開発」(p. 16)が挙げられ、「主要分野における科学技術の目標」においても、「海洋科学技術」の下に、「海洋調査」、「海洋資源」、「海域利用」、「海洋環境保全」といったことが挙げられている(p. 26)。また、「先導的・基盤的科学技術」として当面推進すべき分野の1つとして「海洋開発」が挙げられ(p. 92)、以下の課題と目標が示されている：海洋開発基盤技術、海洋資源、海域の利用と保全(pp. 94-95)。

(3) 諮問第11号「新たな情勢変化に対応し、長期的展望に立った科学技術振興の総合的基本方策について」に対する答申<諮問：昭和58年3月14日、答申：昭和59年11月27日>

「重要研究開発の推進」の中で、新たな発展が期待されて推進される「基礎的・先導的科学技術」の1つとして「海洋科学技術」が挙げられ、以下の課題と目標が示されている：海洋における諸現象の総合的調査、観測と解明；海洋の開発利用の促進(pp. 89-90)。また、「経済の活性化のための科学技術の推進」の中で、天然資源の開発・管理、エネルギーの開発・利用においても、海洋に関連するもの(海底資源、海洋エネルギー利用システム等)も含まれている。

(4) 諮問第12号「科学技術政策大綱について」に対する答申：「科学技術政策大綱」(昭和61年3月28日閣議決定)<諮問：昭和60年11月16日、答申：昭和60年12月3日、「科学技術政策大綱」閣議決定：昭和61年3月28日>

「重要研究開発分野の推進」として、その中で「新しい発展が期待される基礎的・先導的科学技術の推進」に係るものとして、強力に推進される7つの研究分野の1つとして「海洋科学技術」が挙げられている。また、「経済の活性化のための科学技術の推進」の中で、振興を図る科学技術分野の中に、「天然資源の開発及び管理」、「エネルギーの開発及び利用」が含まれている。各重要研究開発分野は、閣議決定された「科学技術政策大綱」にもそのまま含まれ、「基礎的・先導的科学技術に重点を置いて、研究開発を精力的かつ効果的に実施する」こととされた。

(5) 諮問第18号「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策について」に対する答申：「科学技術政策大綱」改正<諮問：平成2年6月22日、答申：平成4年1月24日、「科学技術政策大綱」閣議決定：平成4年4月24日>

「重要分野の研究開発の推進」として、「基礎的・先導的な科学技術」としての8分野の1つとして「海洋科学技術」が挙げられている。改正された「科学技術政策大綱」においても、そのまま、重要分野の研究開発の推進」として、「基礎的・先導的な科学技術」としての8分野の1つとして「海洋科学技術」が挙げられている。なお、「重点的に振興を図るべき分野ごとに研究開発基本計画を逐次策定(または)改定」することとされているが、「海洋科学技術」については、科学技術会議での答申・意見には含まれていない。これは、上述したように、海洋開発審議会において「海洋科学技術」を含めた答申等がなされていたからであろう。

(6) 諮問第23号「科学技術基本計画について」に対する答申、および、第1期「科学技術基本計画」策定〈諮問：平成7年11月29日、答申：平成8年6月24日、第1期「科学技術基本計画」閣議決定：平成8年7月2日〉

1995年に科学技術基本法が施行されて、その下で、科学技術会議の議を経て、政府が「科学技術基本計画」を策定することとなった。

第1期「科学技術基本計画」（平成8年7月2日閣議決定）においては、「海洋科学技術」に関する特段の記述はなく、唯一、「国際的な交流等の促進」の中で、「主導的・主体的な国際共同研究開発の推進」として、積極的に推進する「新たに国際協力の必要性が増大し、プロジェクト推進のための国際的な協力体制の構築が進んでいるような分野」の1つとして、「海洋科学」が例示されるにとどまっている。

(7) 第2期「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）

中央省庁等改革により、科学技術会議に代えて、内閣府に設置された総合科学技術会議の議を経て、政府が「科学技術基本計画」を策定することとなった。

重要政策の一方として「科学技術の戦略的重点化」を掲げ、「基礎研究の推進」とともに、「国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化」が設定された。そして、「特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分する」4つの分野のほかに、4つの重点分野が挙げられ、その1つが「フロンティア分野」とされ、「新たな活用領域として更なる展開が期待される…海洋等のフロンティア開拓型の研究開発に取り組む」とされた。「多様な資源・空間を有する海洋利用等により、国民生活の質の向上など経済社会への貢献を目指す」とし、具体例として、「新たな有用資源の利用を目指した海洋開発」が挙げられた。なお、これらについては、「国の存立にとって基盤的であり、国として取り組むことが不可欠な領域を重視して研究開発を推進する」とされた。

また、総合科学技術会議は、「分野別推進戦略」（平成13年9月21日総合科学技術会議決定）を策定した。海洋科学技術に関連した重点領域として、「世界市場の開拓を目指せる技術革新」という観点の下、「海洋資源利用のための技術」が選定された（p. 85, p. 87）。そして、「新たな資源開拓」という研究開発の方向による「メタンハイドレード・海洋微生物等の新たな海洋資源の利用が可能であるかの見極め」を5年間での研究開発目標とすることとされた。

(8) 第3期「科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

第2期「科学技術基本計画」に引き続き、「科学技術の戦略的重点化」を掲げ、「基礎研究の推進」とともに、「政策課題対応型研究開発における重点化」が設定された。その対象として、「特に重点的に研究開発を推進すべき分野」を「重点推進4分野」として定め、「優先的に資源配分を行う」こととするとともに、「引き続き、国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野」を「推進4分野」として位置付け、「適切な資源配分を行う」こととされた。後者には、「フロンティア分野」が含まれた。なお、第3期「科学技術基本計画」においては、「海洋」という語はまったく言及されなかった。

「分野別推進戦略」（平成18年3月28日総合科学技術会議決定）では、第2期「科学技術基本計画」期間中の状況について、「海洋に関連した研究開発は、基礎研究、環境、エネルギー、社会基

盤などの分野に分散して位置付けられているが、第2期基本計画においては、海洋の領域中でもフロンティア開拓型の研究開発をフロンティア分野に位置付け、深海探査技術、海洋微生物利用などで成果が上げられている」と総括している（p. 313）。そして、重要な研究開発課題として、「深海・深海底探査技術、海洋生物資源利用技術」と「海洋環境観測・予測技術、海洋利用技術、海洋環境保全技術」とが選定された（pp. 317, 329-330）。また、戦略重点科学技術としては、「海洋地球観測探査システム（うち、次世代海洋探査技術）」、および、「外洋上プラットフォーム技術」が挙げられた（pp. 318-320）。また、「国家基幹技術」の1つとして、「海洋地球観測探査システム」が位置づけられた（pp. 320-321）。

(9) 第4期「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）

「国家安全保障・基幹技術の強化」として設定されるものの1つとして、「有用資源の開発や確保に向けた海洋探査及び開発技術」について言及され、また、「新フロンティア開拓のための科学技術基盤の構築」として、「海洋（等）に関する統合的な理解、解明など、新たな知のフロンティアの開拓に向けた科学技術基盤を構築するため…研究開発を推進する」と言及されるにとどまっている。そして、これら設定された重要課題に「対応した研究開発を重点的に推進する…際、海洋基本計画…など、他の計画等に基づく推進との整合性に配慮する」こととされている（pp. 24-25）。

3 総合科学技術政策の基本方針における海洋科学技術の取り扱い

全体的な科学技術政策の中に「海洋開発」あるいは「海洋科学技術」が位置づけられるようになったのは、1970年頃（科学技術会議諮問第5号に対する答申）からである。海洋開発審議会でも並行して調査審議されていたことから、科学技術会議では、当初は「海洋開発」として言及されていたが、科学技術会議による答申において、とくに「海洋科学技術」として言及されるようになったのは、海洋科学技術審議会や海洋開発審議会で審議されていた時期とは異なり、諮問第11号に対する答申（1984年）からである⁽⁸⁾。これは、元からあった「海洋科学技術」の語と概念を反映させたというよりは、他の「新たな発展が期待される基礎的・先導的科学技術」⁽⁹⁾の名称と平仄を合わせた結果によることが考えられる。

なお、科学技術会議においては、ここで挙げた諮問・答申だけではなく、個別分野の振興等に関する諮問・答申も行われているが、上述した海洋科学技術について審議する固有の審議機関を有していたため、おそらくは、ここで取り上げられることがなかったのであろう。

近年では、第2期・第3期科学技術基本計画においては、分野別に重点が設定される枠組みであったことから、その中で、海洋科学技術は特定された推進分野の一部として位置づけられていた。しかし、第4期科学技術基本計画では、研究開発の基盤としての基礎研究と人材育成の強化について言及されつつ、社会的な重要課題を達成するための施策としての科学技術・イノベーション政策という枠組みに改められた。すなわち、推進分野を特定したり、その分野別に

(8) 諮問第6号に対する答申でも、「海洋科学技術」という表現も見られるが、本文全体としては、「海洋開発」として取り扱われていた。

(9) 他の分野は、その名称として、次のように表現されていた：「物質・材料系科学技術」、「情報・電子系科学技術」、「ライフサイエンス」、「ソフト系科学技術」、「宇宙科学技術」、「地球科学技術」。

重点を設定したりするということではなくなった。海洋科学技術に関連しては、「国家存立の基盤の保持」という中での「国家安全保障・基幹技術の強化」という重要課題として位置づけられており、海洋基本計画やエネルギー基本計画等に基づく推進との整合性に配慮することとされている（「第4期科学技術基本計画」pp. 24-25）。

4 近年の国会における科学技術政策の枠組みでの海洋科学技術に関する議論

ここまで、海洋科学技術の推進のための体制とその変遷（Ⅱ章）、ならびに、科学技術政策の基本方針の概要とその展開の下での海洋科学技術の位置づけと変遷（Ⅲ2節）、および、総合科学技術政策の基本方針における海洋科学技術の取り扱い（Ⅲ3節）について整理してきたが、本項では、近年の我が国の国会における科学技術政策の枠組みでの海洋科学技術に関する議論の状況や内容等について、会議録から整理してみる。

衆議院では、従来、常任委員会の所管事項といった点で、他の案件との関係で科学技術・イノベーションに関する審議があまりなされてきていないということから、第177回国会（平成23年1月24日－平成23年8月31日）より、特別委員会の一つとして、「科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立する」ということを目的として、科学技術・イノベーション推進特別委員会が設置されており⁽¹⁰⁾、以後、第183回国会まで継続して設置され審議が行われている。会議録の中で、「海洋科学技術」あるいは「海洋に関する研究開発」に関連して、大臣や副大臣、大臣政務官、政府参考人／政府委員が所信を述べたり説明を行ったりする際に言及する場合を除き、委員会の委員が質問を行ったりこれへの答弁に当たる部分に着目すると、これまででは、第180回国会科学技術・イノベーション推進特別委員会第3号（平成24年8月7日）において、海洋資源の開発・利用に関することがある。

科学技術に関して文部科学省が大きな役割を担っていることや、海洋開発分科会が文部科学省の審議会の一組織であることなどから、常任委員会の一つである文部科学委員会において審議される場合もある。ただし、その内容は、独立行政法人海洋研究開発機構の設立や他の法人との統合に係る法律案に関することが主となっている（独立行政法人海洋研究開発機構法案（第156回国会閣法内閣提出第94号）；独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案（第171回国会閣法内閣提出第18号））。

総合海洋政策本部は内閣に設置されていることから、常任委員会の一つである内閣委員会において審議される場合もある。第177回国会内閣委員会第15号（平成23年7月29日）では、海洋基本法に基づく総合海洋政策本部の実績等に関する質問に対して、海洋再生可能エネルギーの開発利用に関する答弁がなされている。

これらのほか、予算委員会においても、第179回国会予算委員会第2号（平成23年11月7日）では、海洋研究に関する質問がなされている。また、海洋に関する政策は多くの府省にまたがっていることもあり、たとえば、経済産業委員会においても、第179回国会経済産業委員会第2号（平成24年11月7日）で、海洋資源開発に関する質問がなされている。

参議院においても、ほぼ同様のことが見て取れる。近年では、第180回国会文教科学委員会第4号（平成24年3月28日）では、海洋資源探査のための研究開発の現状について、第178回国会

(10) 平成23年1月17日開催の第177回国会衆議院本会議第1号において、設置が決定された。

予算委員会第3号（平成23年9月29日）では、海洋エネルギーの技術開発について、第177回経済産業委員会第13号（平成23年8月25日）では、海洋エネルギー発電について、それぞれ質問がなされている。

以上のように、「海洋科学技術」や「海洋に関する研究開発」について、国会において、ときどき審議の対象となっていることがわかるが、海洋に関する所掌が政府内において各機関にわたっていることと同様に、国会においても多くの委員会で審議されていることがうかがえる。

5 分析からの所見

ここまで、科学技術政策の基本的枠組み（法律、科学技術基本計画、他の閣議決定等）の中で、海洋科学技術、とくに、本調査の主題である海洋資源・エネルギーに係る科学技術（研究開発、イノベーション）において、これがどのように取り扱われてきたかについて概観してきた。

その所見をまとめると、科学技術会議と並んで海洋科学技術審議会（および、海洋開発審議会）が、また、総合科学技術会議とともに科学技術・学術審議会海洋開発分科会が、それぞれ設置されており、海洋科学技術あるいは海洋開発のための科学技術については、もっぱら、海洋科学技術あるいは海洋開発の枠組みで検討されてきていることが見えた。また、総合科学技術政策において、第3期「科学技術基本計画」までは、「海洋科学技術」分野あるいは海洋科学技術分野を包含する「フロンティア分野」が、「基礎的・先導的な科学技術」あるいは「推進4分野」の1つであるとして示されるにとどまり、総合科学技術政策の枠組みの中で海洋科学技術政策について詳細に検討するということが、あまり行われていなかった。第2期・第3期「科学技術基本計画」においてのみ、「分野別推進戦略」が決定されて、「重点推進4分野」・「推進4分野」について、特定の重要な研究開発課題、戦略重点科学技術、国家基幹技術というように、具体的な課題等が示されるようになっていた。また、第4期「科学技術基本計画」の策定に先だって、海洋開発分科会で重点課題等について取り纏められていた。

他方、「海洋科学技術」は、審議会に関与する関係行政機関が多いことにも表れているように、当初より、政府横断的な領域として取り扱われてきている。しかも、「海洋科学技術」について、答申等において、推進方策が広範囲にわたって綿密に設定されていたが、その実行については個々の省庁・機関に拠っており、全体的に推進を図る上で、調整・連絡機関の、また、現行の体制では内閣（総合海洋政策本部）の役割が鍵となっている。

このように、これまでの経緯や体制の変遷等から見ると、総合科学技術政策の中での「海洋科学技術」の推進よりも、海洋政策の中での「海洋科学技術」に関する研究開発の推進という側面が強かったように窺われる。このことは、「海洋科学技術」政策の実行という点で、制度的局面から見て、常に、科学技術以外の固有の所掌事務を有する省庁において、いかに各所掌事務の範囲で「海洋科学技術」を着実に実行していくか、また、これら各省庁全体が首尾一貫して、いかに全体的・総合的に「海洋科学技術」を推進していくか、ということが課題であることを示唆する。

Ⅳ 他国における科学技術政策全般の体系と海洋科学技術の推進のための体制：連合王国（UK：United Kingdom）の例

国が異なれば、政策の体系も政府による施策の推進方法も異なり、また、議会による国政調査のあり方も異なるが、そのような制約が存することを前提として、近年、海洋や沿岸に関する計画・管理・保全・利用等を包括的に図る法律（Marine and Coastal Access Act 2009（2009 c. 23）（2009年海洋・沿岸アクセス法）⁽¹¹⁾；Marine（Scotland）Act 2010（asp 5）（2010年海洋（スコットランド）法）⁽¹²⁾）が制定された連合王国（UK：United Kingdom）を例に挙げて、科学技術政策全般と海洋科学技術の推進との関係、および、海洋科学技術の推進のための議会の関与について概観する。

1 科学技術政策全般と海洋科学技術の推進

まず、連合王国の科学技術政策全般について見てみると、我が国の「科学技術基本計画」に相当するような、法律に根拠があって、政府によって一定期間ごとに策定される政策の基本的枠組みに関する文書が存在するわけではない。なお、現在のConservative and Unionist Party（保守・連合主義者党）とLiberal Democrats（自由民主主義者党）の連立によるCameron（キャメロン）政権では、成長戦略である「The Plan for Growth（成長のための計画）」⁽¹³⁾を策定した。そして、この国の成長戦略に研究・開発・イノベーション分野で対応する「Innovation and Research Strategy for Growth（成長のためのイノベーション・研究戦略）」⁽¹⁴⁾を策定し、その中で、研究・イノベーション・システム改革や特定の施策について言及している。海洋科学技術に関連しては、潮流や波力といった海洋エネルギーのデバイスや設備の開発において世界をリードしていると述べているが（para. 3.36）、それ以上の特段の言及はない（経済的に重要な部門におけるイノベーションのレベルを向上させるものとして、他の重要技術を例示して、大規模な実証を可能とするような出資を行う予定であることを述べている）。

また、成長戦略とは別に、連合王国全体の「海洋科学戦略」（UK marine science strategy: shaping, supporting, co-ordinating and enabling the delivery of world class marine science for the UK, 2010-2025（連合王国海洋科学戦略：連合王国のための世界級の海洋科学という約束実現の形成・支援・調整・可能化。2010年-2025年））⁽¹⁵⁾が、イングランドを管轄する連合王国政府、ウェールズ政府、スコットランド政府、北アイルランド政府によって合同で⁽¹⁶⁾策定されている。より具体的に述

(11) イングランドとウェールズに対して主として適用される。

(12) スコットランドに対して適用される。

(13) HM Treasury and BIS（Department for Business, Innovation and Skills）, “The Plan for Growth,” March 2011.

(14) BIS（Department for Business, Innovation and Skills）, “Innovation and Research Strategy for Growth,” Cm 8239, December 2011.

(15) HM Government, Scottish Government, Northern Ireland Executive, and Welsh Assembly Government, “UK marine science strategy: shaping, supporting, co-ordinating and enabling the delivery of world class marine science for the UK, 2010-2025”, 2010.

(16) 連合王国における権限については、分権化により、連合王国政府に留保されているものと各地方政府に分権されているものがある。その一例として、科学技術に係る権限に関する詳細については、たとえば、伊地知寛博「基本的枠組みと予算・租税」国立国会図書館調査及び立法考査局（編）『科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書「科学技術政策の国際的な動向」：本編』2010, pp. 152-154. を参照されたい。

べれば、これら各政府における20機関（政府、省、庁、行政委員会、研究会議など）がMarine Science Co-ordination Committee (MSCC：海洋科学調整委員会)を構成し、この戦略の約束実現に責任を有するとともに、これらの機関を所管する海洋科学関連の大臣（総計10名）が Ministerial Marine Science Group（閣僚海洋科学グループ）を構成してMSCCを監督する組織体系となっている。我が国とも同様に、海洋科学自体について多くの省庁が関わる上に、さらに、連合王国の場合には分権化もなされていて、4つの政府のあいだの連携・調整が必要とされる中で、このような委員会や関係閣僚グループを形成して長期戦略を策定している点は興味深い。なお、ここでの「海洋科学」は、本プロジェクトで論点としている海洋資源・エネルギーとはその範囲が異なる部分があることには留意する必要がある。また、この「連合王国海洋科学戦略」の策定は、庶民院科学技術委員会の報告における勧告に基づいて行われたと述べられており、海洋科学に関する国政調査の結果が、海洋科学の推進に係る実際の行政に反映されていることを見て取ることができる。この詳細は次のIV 2節で述べる。

連合王国政府（イングランド）内では、上述の「連合王国海洋科学戦略」やMSCCによる閣僚海洋科学グループへの最新進捗状況報告⁽¹⁷⁾によれば、海洋研究に関する支出では、Natural Environment Research Council (NERC：自然科学研究会議)とDepartment for Environment, Food and Rural Affairs (Defra：環境・食糧・辺鄙事務省)⁽¹⁸⁾が大きな割合を占めており、また、それぞれに、研究プログラムを策定するなどしている。

一方、スコットランド政府（スコットランド）内では、Marine Scotland（マリン・スコットランド）⁽¹⁹⁾が海洋研究に関する支出では大きな割合を占めているが、他の多くの機関によっても支出されている。また、スコットランド自体の海洋研究戦略（Scottish Marine Science Strategy 2010-2015（スコットランド海洋科学戦略2010年-2015年））⁽²⁰⁾も策定されている。これは、スコットランドの政府経済戦略（The Government Economic Strategy（政府経済戦略））^{(21)、(22)}に基づき策定されるスコットランドの科学戦略（Science for Scotland（スコットランドのための科学））⁽²³⁾を踏まえて設定される、スコットランド内の辺鄙・環境・食糧関係機関における科学活動を提携・調整するためのパートナーシップ・イニシアティブであるA Coordinated Agenda for Marine, Environment and Rural Affairs Science (CAMERAS：海洋・環境・辺鄙事務科学のための調整アジェンダ)⁽²⁴⁾と、上述の「連合王国海洋科学戦略」⁽²⁵⁾とに対応付けられていることが特徴的である。

(17) Marine Science Co-ordination Committee, "Update Progress Report: Update report to the Ministerial Marine Science Group (2012)," 2012. [<http://www.defra.gov.uk/mscc/files/Ministerial-Marine-Science-Group-report-2012.pdf>]

(18) 連合王国では、“rural”を、“urban（都市）”と対置させる概念として規定しており、主として、一定の地理的区画において低人口密度であることをもって“rural”であると規定している。そのため、ここでは、“rural”に「辺鄙」という語を充てた。

(19) 「スコットランド海洋局」の意；旧Fisheries Research Services (FRS：漁業研究庁)

(20) Scottish Government, "Scottish Marine Science Strategy 2010-2015," March 2011.

(21) Scottish Government, "The Government Economic Strategy", November 2007.

(22) Scottish Government, "The Government Economic Strategy", September 2011.

(23) Scottish Government, "Science for Scotland", November 2008.

(24) CAMERASウェブサイト, <<http://www.camerasscotland.org>>, [last accessed: 2013/2/18]

(25) HM Government, Scottish Government, Northern Ireland Executive, and Welsh Assembly Government, "UK marine science strategy: shaping, supporting, co-ordinating and enabling the delivery of world class marine science for the UK. 2010-2025", 2010.

2 海洋科学技術の推進のための議会の関与

連合王国では、議会在が、海洋科学技術の推進のために一定の関与をしていることがうかがえる。

下院であるHouse of Commons（庶民院）のScience and Technology Committee（科学技術委員会）は、2006年11月に、連合王国の海洋科学の組織と資金配分、海洋科学における連合王国の国際的および国際協力上の役割、海洋科学に対する支援、海洋科学を支える連合王国の研究と技能の状況等についての調査（inquiry）を開始した。この頃、のちに、Marine and Coastal Access Act 2009（2009 c.23）（2009年海洋・沿岸アクセス法）として制定されるMarine Bill（海洋法案）⁽²⁶⁾が、その策定について2005年のLabour Party（労働党）のマニフェストの一つとして掲げられ、政府によって提案されることが予定される時期に当たっていた。海洋科学については、以前、上院であるHouse of Lords（貴族院）のSelect Committee on Science and Technology（科学技術特別委員会）によって調査され、1986年に、「Marine Science and Technology（海洋科学技術）」⁽²⁷⁾として報告されたことがあった。この庶民院科学技術委員会による調査の結果は、「Investigating the Oceans（海洋研究）」⁽²⁸⁾として報告された。先の貴族院科学技術特別委員会による結論としての所見であった、連合王国の海洋科学技術があまり調整されておらず、分散して、また、あまり投資されていないといったことが、2006年当時においても変わっていないとして、さまざまな勧告を行った。その主要な点は、機関間調整委員会（Inter-Agency Committee on Marine Science and Technology（IACMST：海洋科学技術関係機関間委員会））に代わる、連合王国全体の海洋科学の調整や教育等の促進といった機能を有する新たな海洋科学機関の設置、連合王国全体の海洋科学に関する戦略の策定、および、その戦略を着実に実行するための体制などであった。議会委員会が報告を行ったのち、一定期間内に政府は回答を行うこととなっている。本報告に対する政府の回答⁽²⁹⁾で、まず、新たな海洋科学機関の設置の勧告についてはこれを拒否して、代わりに、上述のとおり実現しているような機能や組織を有して運営されるMSCCの設置を回答した。この他、連合王国全体の「海洋科学戦略」の策定については勧告を受容するなど、勧告を受けた対応が取られていることがわかる。

連合王国議会は、科学技術に関する公共政策課題についての分析を行う議会内の機関としてParliamentary Office of Science and Technology（POST：議会科学技術室）を設置しており、このPOSTによる調査・分析の概要が「POSTnote」等として作成・公表されている。その中には、海洋科学技術等に関するものも含まれている（たとえば、Marine Planning（海洋計画）⁽³⁰⁾、Ocean acidification（海洋酸化）⁽³¹⁾、Marine Renewables（海洋再生可能物）⁽³²⁾、Marine Conservation

(26) HM Government, "Draft Marine Bill," Cm 7351, April 2008.

(27) House of Lords Select Committee on Science and Technology, "Marine Science and Technology," Second Report of Session 1985-86, HL 47.

(28) House of Commons, Science and Technology Committee, "Investigating the Oceans," Tenth Report of Session 2006-07, HC 470, 9 October 2007.

(29) House of Commons, Innovation, Universities, Science and Skills Committee, "Investigating the Oceans: Government Response to the Science and Technology Committee's Tenth Report of Session 2006-07", Fourth Special Report of Session 2007-08, HC 506, 15 May 2008.

(30) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "Marine Planning," *POSTnote*, Number 388, September 2011.

(31) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "Ocean acidification," *POSTnote*, Number 343, October 2009.

(32) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "Marine Renewables," *POSTnote*, Number 324, January 2009.

Zones（海洋保護区域）⁽³³⁾、New Industries in the Deep Sea（深海新産業）⁽³⁴⁾、Marine Nature Conservation（海洋自然保護）⁽³⁵⁾、Marine Science and Technology（海洋科学技術）⁽³⁶⁾といった内容のものがある。

現在、庶民院の科学技術委員会は、再び、Marine science（海洋科学）に関する調査（inquiry）を実施している。2007年以降の海洋科学に関する戦略的監督や調整は改善されているか、2010年に策定された海洋科学戦略の約束実現は進展しているか、先の勧告を踏まえて設置されたMSCCやMarine and Coastal Access Act 2009（2009 c. 23）（2009年海洋・沿岸アクセス法）に基づき設立されたMarine Management Organisation（MMO：海洋管理機構）はどの程度効果的か、Marine Conservation Zones（MCZs：海洋保護区域）案の選定は頑健な科学的根拠に基づいていたかなどといった観点から調査を進めている。

V 基本的枠組みに係る今後に向けた含意

第4期「科学技術基本計画」では、それまでの「科学技術基本計画」等とは大きく変わり、社会的課題への対応（とくに、「復興・再生並びに災害からの安全性向上」、「グリーンイノベーション」、「ライフイノベーション」）という科学技術・イノベーション政策の推進とする枠組みで形成され、大別して、課題対応研究・イノベーションと基盤研究という内容で構成されている。それまでの科学技術の分野別に展開方策を設定するという枠組みでは、推進すべき分野の一つあるいは一部として海洋科学技術を位置づけるということが行われていたことから、「海洋」という研究開発の対象あるいは領域をもって設定することが可能であった。ところが、これら社会的課題への対応という観点から重要施策等の内容も変わっていることが見える。とはいえ、第4期「科学技術基本計画」においても、推進すべき多様な重要課題としては、他にも、「安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現」、「産業競争力の強化」、「国家存立基盤の保持等」が掲げられている。とくに、海洋科学技術は「国家安全保障・基幹技術の強化」という重要課題として位置づけられていることから、このような国民全体に係る課題といった観点から、海洋科学技術に関する研究開発の推進等の基本方策について再検討してみることが考えられる。

また、他の多様な政策領域や多種多様な関与機関との調整と、国全体としての一貫した研究戦略の推進とをいかに実現するかということについて、海洋科学技術という分野は、我が国にとどまらず、課題を有していることがうかがえる。海洋科学技術について、海洋政策および総合科学技術政策の枠組みの中で、総合海洋政策本部、内閣府総合科学技術会議、科学技術・学術審議会海洋開発分科会を含む文部科学省、および、他の関係する省庁等が、現状でも相互に実質的に連携・調整を行って、基本方策等を策定してきている。しかし、遡ると、その主題が、「海洋科学技術」、「海洋開発のための科学技術」、海洋開発よりは広い海洋政策の枠組みでの「海洋科学技術に関する研究開発」というように変化してきているものの、設置されている組

(33) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "Marine Conservation Zones," *POSTnote*, Number 310, June 2008.

(34) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "New Industries in the Deep Sea," *POSTnote*, Number 288, July 2007.

(35) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "Marine Nature Conservation," *POSTnote*, Number 234, December 2004.

(36) POST (Parliamentary Office of Science and Technology), "Marine Science and Technology," *POSTnote*, Number 128, July 1999.

織の所掌事務はそれらが設置された当時の状況がそのまま反映されたものとなっている。事務や審議の実態に即するようにする、あるいは、整合性を取るようにするという観点からは、それぞれの機関の任務等を再確認して、関係法令上の文言を必要に応じて改正するといったことが考えられよう。